

高柳地区自治協議会 集落支援事業補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、活力ある地域づくりの推進を図るため、まちづくりを実践している集落（以下「区」という。）及び住民活動団体（以下「住民団体」という。）に対し、補助金を交付することにより住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 区が地域振興のための施設整備事業を実施するとき、又は区及び住民団体が施設整備事業以外の事業（以下「ソフト事業」という。）を行う場合、その経費の一部を補助するものとする。

2 補助金の交付対象は、区及び次に定める要件に該当する住民団体とする。

(1) 営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする自主的活動を行っている者。

(2) 高柳地区内で活動している住民団体。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、補助金の対象としない。

(1) 公益に害を及ぼすおそれのある活動を行うもの

(2) 養父市より補助対象事業となった事業に係る事業費

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 施設整備事業

区が行う次の事業を対象とする。

ア 公民館及び集会施設整備事業

イ 公園等整備事業

ウ 消防・防災資器材整備事業

エ 廃棄物収集庫設置整備事業

オ 防犯灯設置整備事業

カ 特殊建築物定期報告

キ その他特認事業

(2) ソフト事業

区及び住民団体が自らの活動として取り組む次の事業を対象とする。

ア 環境保全事業

イ ふるさと交流事業

ウ 歴史文化創造事業

エ にぎわいイベント事業

オ その他特認事業

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 施設整備事業

前条第1号に定める事業を行うために必要な経費とし、区が業者との請負契約により施工する場合においては、別表第1に定めるところによるものとし、その他の方法による場合は、会長が必要と認める資材相当額とする。

(2) ソフト事業

前条第2号に定める事業を行うために必要な経費とし、別表第2に定めるところによるものとする。ただし、建設費、用地取得費、備品購入費、食糧費（イベントの食材費、茶菓子、ジュース等は除く）及び営利活動に相当する費用は、除くものとする。この場合において、地域間交流による物産交流の場合は、営利活動とはみなさない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1及び別表第2に定めるところによるものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする区及び住民団体は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 施設整備事業の場合

- ア 事業計画書（様式第2号）
- イ 収支計画書（様式第3号）
- ウ 見積書・施工前写真等貼付け用紙（様式第5号）
- エ その他、会長が必要とする書類

(2) ソフト事業の場合

- ア 事業計画書（様式第2号）
- イ 収支計画書（様式第4号）
- ウ 見積書・施工前写真等貼付け用紙（様式第5号）
- エ その他、会長が必要とする書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で交付決定するものとする。

2 会長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第~~3~~6号）により、補助金の交付決定をしなかったときは補助金交付非該当通知書（様式第~~4~~7号）

により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた区及び住民団体は、当該事業完了後、速やかに実績報告書・補助金交付請求書(様式第8号)に次の書類を添え、会長に提出しなければならない。

(1) 施設整備事業

- ア 収支決算書(様式第9号)
- イ 領収書・施工後写真等貼付け用紙(様式第11号)

(2) ソフト事業

- ア 収支決算書(様式第10号)
- イ 領収書・施工後写真等貼付け用紙(様式第11号)

(補助金の交付)

第9条 会長は、事業の完了後必要な検査又は調査を行い、その事業費を査定して、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取り消し、返還等)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 申請書の内容と事実が著しく異なったとき。
- (3) 補助金をその目的以外に使用したとき。

2 会長は、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金を交付せず、又は当該取消し部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、高柳地区自治協議会が発足した日より施行する。
- 2 平成25年7月30日 一部改訂{第3条(1)オ}

附 則(平成30年10月24日議案第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年10月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則は平成31年4月1日から適用し、適用前日までは、なお従前の例とする。

別表第1（第4条、第5条関係）

名 称	補助基準及び補助率又は額
公民館及び集会施設整備事業	事業費が20万円以上の改修及び修繕工事を対象とし、事業費の2分の1以内を補助する。補助限度額は45万円とする。 *5年経過しないと再申請は出来ない。
公園等整備事業 (1) 公園整備 (2) 遊具の設置	事業費の3分の1以内を補助する。補助限度額は30万円とする。 *5年経過しないと再申請は出来ない。
消防・防災資器材整備事業	①消火栓用機器の新規購入及び更新に要した費用の3分の2以内を補助し、補助限度額は5万円とする。 ②常備用「土のう」の購入に要した費用の3分の2以内を補助し、補助限度額は8万円とする。
廃棄物収集庫設置事業	新設又は更新の収集庫本体のみを対象とし、購入に要した費用の2分の1以内を補助する。補助限度額は1収集庫当たり5万円とする。
防犯灯設置整備事業	1. 新設の防犯灯（蛍光灯20ワット以上のもの、又は蛍光灯の明るさに相当するLED防犯灯）に対し次ぎのとおり補助する。 ① 電柱等構築物に添架設置は1灯につき1万円 ② 専用柱の使用設置は1灯につき2万円 ③ 設置費用が補助金額以下の場合は100円未満を切り捨てた設置費用の額とする。 2. 既設の蛍光灯等の防犯灯をLED防犯灯に切り替えた場合1灯につき1万円を補助する。
特殊建築物定期報告	経費の2分の1以内を補助する。
その他特認事業	原則として、他の事業との均衡を勘案して会長が認めた額とする。

別表第2（第4条、第5条関係）

事業名称	補助基準及び補助率又は補助額
環境保全事業	地域内の緑化、清掃その他地域内の環境整備に資する目的で行う事業に対し、資材費の2分の1以内を補助する。補助限度額は5万円とする。 *連続年度の申請は出来ない。
ふるさと交流事業	他地域との地域間交流に要する経費を対象とし、対

	<p>象経費の2分の1以内を補助する。補助限度額は5万円とする。</p> <p>*連続年度の申請は出来ない。</p>
歴史文化創造事業	<p>地域に埋もれている歴史資源の掘り起こし等に伴う新たな地域文化の創造に要する経費を対象とし、対象経費の2分の1以内を補助する。補助限度額は5万円とする。</p> <p>*連続年度の申請は出来ない。</p>
にぎわいイベント事業	<p>地域振興を図るために行うイベント事業の資材費に要する経費を対象とし、対象経費の2分の1以内を補助する。補助限度額は2万円とする。</p> <p>また、恒例的なイベントの中に新たな取り組みを試みるイベントを組み合わせる場合にあっては、その資材費相当を対象にする。</p> <p>*連続年度の申請は出来ない。</p>
その他特認事業	<p>地域づくりに必要と認められる事業で、他の事業との均衡を勘案して会長が認めた額とする。</p>

様式第1号（第6条関係）

平成	年	月	日
----	---	---	---

高柳地区自治協議会会長 様

申請者	住 所	養父市八鹿町
	名 称	
	代表者名	⑩
	連絡先	電話 ()

平成 年度 集落等支援事業 補助金交付申請書

補助事業を行うにあたり、高柳地区自治協議会集落等支援事業補助金交付規則第6条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 事業名	
2 新規継続の別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続（前年度申請有）
3 事業の種類 * 該当する□に ☑を入れて下さい	<p>(1) 施設整備事業 区が行う次の事業</p> <p><input type="checkbox"/> 公民館及び集会施設整備事業 <input type="checkbox"/> 公園等整備事業 <input type="checkbox"/> 消防・防災資器材整備事業 <input type="checkbox"/> 廃棄物収集庫設置整備事業 <input type="checkbox"/> 防犯灯設置整備事業 <input type="checkbox"/> 特殊建築物定期報告 <input type="checkbox"/> その他特認事業</p> <p>(2) ソフト事業 区及び住民団体が自らの活動として取り組む次の事業</p> <p><input type="checkbox"/> 環境保全事業 <input type="checkbox"/> ふるさと交流事業 <input type="checkbox"/> 歴史文化創造事業 <input type="checkbox"/> にぎわいイベント事業 <input type="checkbox"/> その他特認事業</p>
6 補助金申請額	円
8 添付書類	<p>(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 収支計画書（様式第3号若しくは第4号） (3) 見積書・施工前写真等貼付け用紙（様式第5号）</p>

事業計画書

実施団体名		
実施期間	平成 年 月 日 ～ 年 月 日 *経費の発生から終了予定までの期間を記載下さい。	
行事実施日	平成 年 月 日	
実施場所 (又は施設名)		
実施内容	《 具体的内容 》 *事業内容を具体的に記載して下さい。	
期待される効果		
参加予定者	参加対象	(人)
	参加費	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 (円)
その他 参考		

様式第3号（第6条関係）

収支計画書（施設整備事業）

収入の部

区 分		内訳（具体的に記載のこと）	金 額（円）	備考
自己資金	他の補助金等			
	寄付金等			
	参加費等			
	自己負担金			
	小 計 (A)			
自治協補助交付金 (B)		高柳地区自治協議会		
合 計 (A) + (B)				

支出の部

区 分		内訳（具体的に記載のこと）	金 額（円）	備考
施設整備事業	①公民館及び集会施設 *事業費 20 万円以上、1/2 以内、限度額 45 万円 5 年間は再申請出来ない			
	②公園等（公園、遊具） *事業費 1/3 以内、限度額 30 万円 5 年間は再申請出来ない			
	③消防・防災資器材 *消火栓用機器 2/3 以内、限度額 5 万円 *土のう 2/3 以内、限度額 8 万円			
	④廃棄物収集庫設置 *本体購入費 1/2 以内、限度額 5 万円			
	⑤防犯灯設置（主は LED） *電柱添架@ 1 万円/灯 *専用柱設置@ 2 万円/灯 *補助額が上記以下 100 円未満切捨て額 *蛍光灯から LED 切替え @ 1 万円/灯			
	⑥特殊建築物定期報告 *経費 1/2 以内			
	⑦その他特認事業 *他事業との均衡を勘案し 会長が定めた額			
	合 計			

様式第4号（第6条関係）

収支計画書（ソフト事業）

収入の部

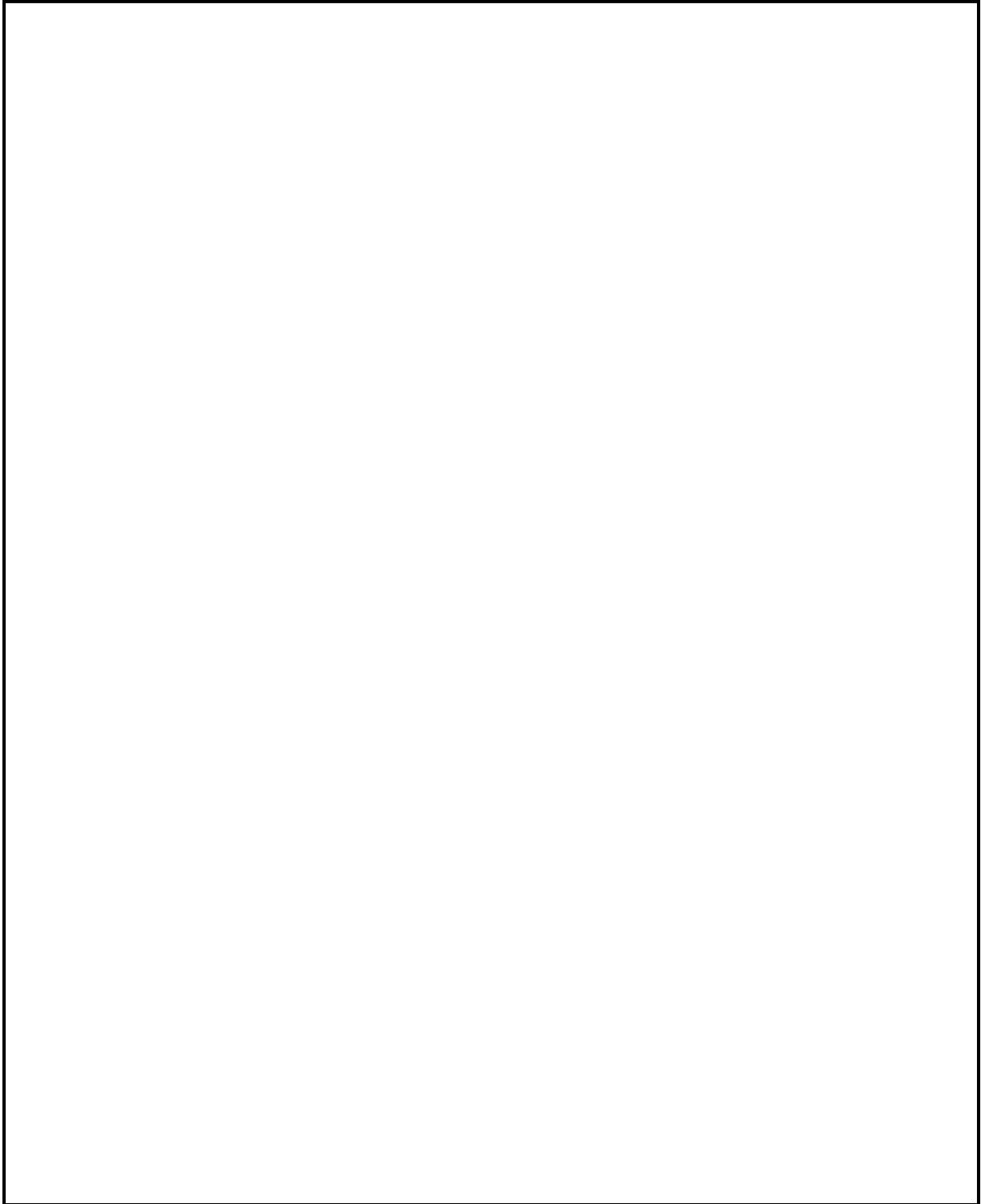
区 分		内訳（具体的に記載のこと）	金 額（円）	備考
自己資金	他の補助金等			
	寄付金等			
	参加費等			
	自己負担金			
	小 計（A）			
自治協補助交付金（B）		高柳地区自治協議会		
合 計（A）+（B）				

支出の部

区 分		内訳（具体的に記載のこと）	金 額（円）	備考
ソフト事業	①環境保全			
	*資材費 1/2 以内補助、 限度額 5 万円 連続の申請は出来ない			
	②ふるさと交流			
	*交流経費 1/2 以内補助、 限度額 5 万円 連続の申請は出来ない			
	③歴史文化創造			
	*新たな地域文化創造経費 1/2 以内補助、 限度額 5 万円 連続の申請は出来ない			
④にぎわいイベント				
*資材費 1/2 以内補助、 限度額 2 万円 連続の申請は出来ない				
⑤その他特認事業				
*会長が地域づくりに必要 と認める事業で、他事業 との均衡を勘案し会長が 認めた額				
合 計				

様式第5号（第6条関係）

見積書・施工前写真等貼付け用紙



備考 ①支出の内容及び金額を証明する見積書の写しを、本様式に貼り付けて下さい。
②施工前の写真

様

高柳地区自治協議会長 ⑩

平成 年度 集落等支援事業 補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付を決定したのでお知らせします。

記

1 事業名	
2 事業の種類 * 該当する□に <input checked="" type="checkbox"/> を入れています	(1) 施設整備事業 区が行う次の事業 <input type="checkbox"/> 公民館及び集会施設整備事業 <input type="checkbox"/> 公園等整備事業 <input type="checkbox"/> 消防・防災資器材整備事業 <input type="checkbox"/> 廃棄物収集庫設置整備事業 <input type="checkbox"/> 防犯灯設置整備事業 <input type="checkbox"/> 特殊建築物定期報告 <input type="checkbox"/> その他特認事業 (2) ソフト事業 区及び住民団体が自らの活動として取り組む次の事業 <input type="checkbox"/> 環境保全事業 <input type="checkbox"/> ふるさと交流事業 <input type="checkbox"/> 歴史文化創造事業 <input type="checkbox"/> にぎわいイベント事業 <input type="checkbox"/> その他特認事業
3 交付決定額	円

- 留意事項 ①補助金の交付の対象となった事業内容は、平成 年 月 日付けで申請のあった別添の収支計画書（査定後のもの）とします。
- ②交付決定の内容に違反したとき、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは補助金を返還していただきます。
- ③事業内容を大幅に変更または中止するときは、事前に事務局へ報告し指示を受けて下さい。
- ④事業完了後は、速やかに実績報告書・補助金交付申請書を提出して下さい。

様式第7号（第7条関係）

高自協第 号
平成 年 月 日

様

高柳地区自治協議会長 印

平成 年度 集落等支援事業 補助金交付非該当通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付非該当と決定したのでお知らせします。

記

1 事業名	
2 交付非該当の理由	

様式第8号（第8条関係）

平成 年 月 日

高柳地区自治協議会会長 様

請求者	住 所	養父市八鹿町
	名 称	
	代表者名	印
	連絡先	電話 ()

平成 年度 集落等支援事業 実績報告書・補助金交付請求書

補助事業が完了したので、高柳地区自治協議会集落等支援事業補助金交付規則第8条の規定により、その実績を報告するとともに補助金を請求します。

1 事業名					
2 実施年月日	年 月 日 ~ 月 日				
3 実施場所 (又は施設名)					
4 参加者数	人				
5 実施内容 ・ 効果					
6 補助金請求額	円				
7 振込先	金融機関	銀行 信用金庫 農協		支店名	支店
	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	フリガナ 口座名義	
8 添付書類	(1) 収支決算書（様式第9号若しくは第10号） (2) 領収書・施工後写真等貼付け用紙（様式第11号）				

備考：補助金の振込先は、団体代表者名の口座とします。

振込手数料が無料になる「たじま農協八鹿支店」口座の利用にご協力下さい。

様式第9号（第8条関係）

収支決算書（施設整備事業）

収入の部

区 分		内訳（具体的に記載のこと）	金 額（円）	備考
自己資金	他の補助金等			
	寄付金等			
	参加費等			
	自己負担金			
	小 計（A）			
自治協補助交付金（B）		高柳地区自治協議会		
合 計（A）+（B）				

支出の部

区 分		内訳（具体的に記載のこと）	金 額（円）	備考
施設整備事業	①公民館及び集会施設 *事業費20万円以上、1/2以内、限度額45万円 5年間は再申請出来ない			
	②公園等（公園、遊具） *事業費1/3以内、限度額30万円 5年間は再申請出来ない			
	③消防・防災資器材 *消火栓用機器2/3以内、限度額5万円 *土のう2/3以内、限度額8万円			
	④廃棄物収集庫設置 *本体購入費1/2以内、限度額5万円			
	⑤防犯灯設置（主はLED） *電柱添架@1万円/灯 *専用柱設置@2万円/灯 *補助額が上記以下100円未満切捨て額 *蛍光灯からLED切替え@1万円/灯			
	⑥特殊建築物定期報告 *経費1/2以内			
	⑦その他特認事業 *他事業との均衡を勘案し会長が定めた額			
	合 計			

様式第10号（第8条関係）

収支決算書（ソフト事業）

収入の部

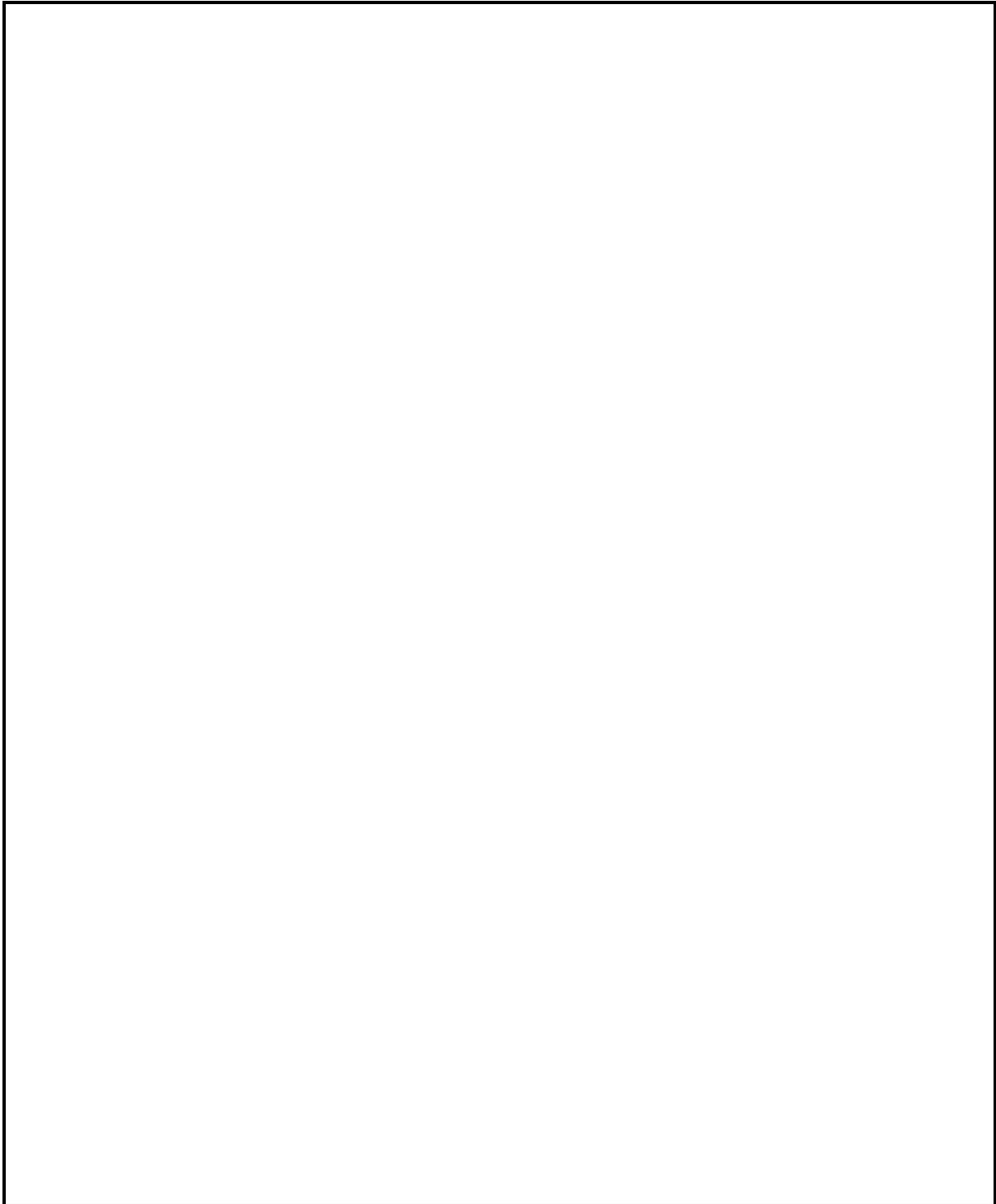
区 分		内訳（具体的に記載のこと）	金 額（円）	備考
自己資金	他の補助金等			
	寄付金等			
	参加費等			
	自己負担金			
	小 計（A）			
自治協補助交付金（B）		高柳地区自治協議会		
合 計（A）+（B）				

支出の部

区 分		内訳（具体的に記載のこと）	金 額（円）	備考
ソフト事業	①環境保全			
	*資材費 1/2 以内補助、 限度額 5 万円 連続の申請は出来ない			
	②ふるさと交流			
	*交流経費 1/2 以内補助、 限度額 5 万円 連続の申請は出来ない			
	③歴史文化創造			
	*新たな地域文化創造経費 1/2 以内補助、 限度額 5 万円 連続の申請は出来ない			
④にぎわいイベント				
*資材費 1/2 以内補助、 限度額 2 万円 連続の申請は出来ない				
⑤その他特認事業				
*会長が地域づくりに必要 と認める事業で、他事業 との均衡を勘案し会長が 認めた額				
合 計				

様式第11号（第8条関係）

領収書・施工後写真等貼付け用紙



- 備考 ①支出の内容及び金額を証明する領収書の写しを、本様式に貼り付けて下さい。
②領収書だけでは支出の内容が明確でない場合は、納品書やレシートなど明細を確認できる書類の写しも添付して下さい。
③領収書の写しは、領収者印のあるものを添付して下さい。